

(1) 国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の眺望の保全に関する景観誘導

① 目的

我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成している。この指針は、これらの建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする。

② 保全対象建築物

保全対象建築物は、次のとおりとする。

- 国会議事堂
- 迎賓館（赤坂離宮）
- 明治神宮聖徳記念絵画館
- 東京駅丸の内駅舎



国会議事堂



迎賓館（赤坂離宮）



明治神宮聖徳記念絵画館



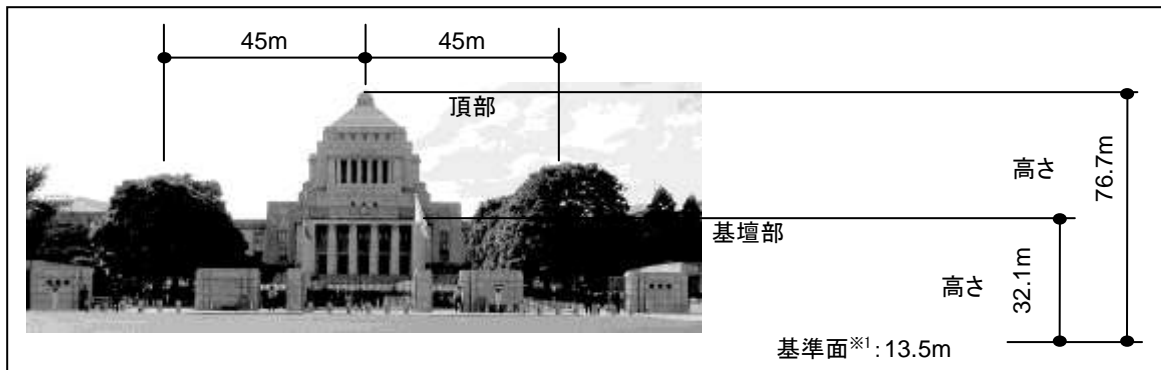
東京駅丸の内駅舎

③ 定義及び対象建築物ごとの概要

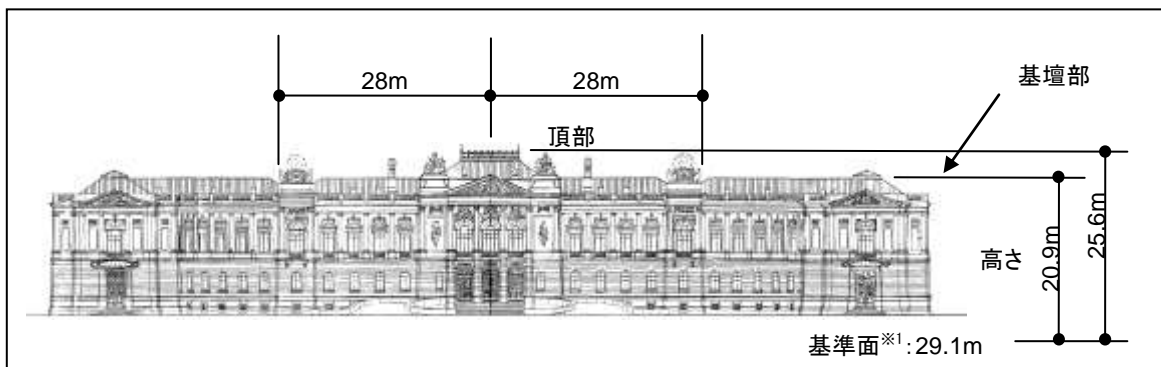
用語の定義及び保全対象建築物の概要は、次のとおりとする。

- 眺望地点：保全対象建築物の正面を眺望する当該保全対象建築物ごとに定める緯度及び経度の近傍に位置する地点
- 頂部：眺望地点から保全対象建築物を眺望した場合における当該保全対象建築物外観の正面中央に位置する屋根又はドームの部分
- 基壇部：眺望地点から保全対象建築物を眺望した場合における当該保全対象建築物の頂部の両側に位置する建築物の部分

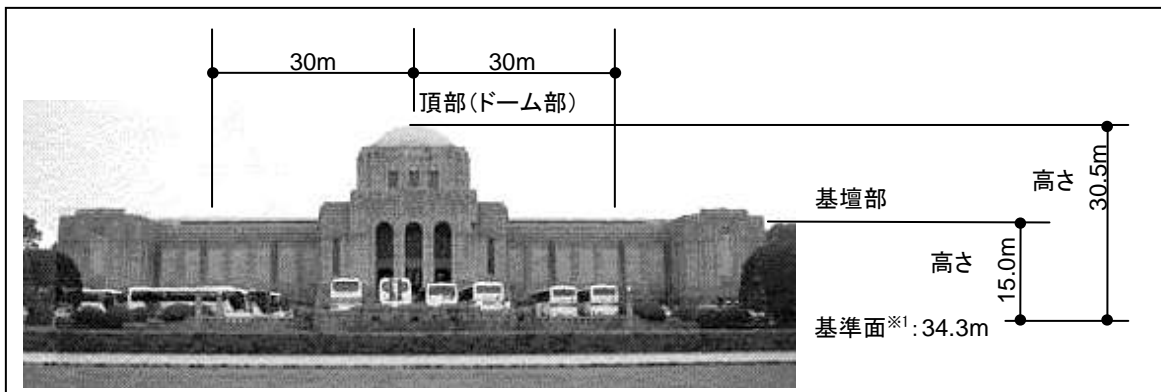
図表 3-4 保全対象建築物の概要（国会議事堂）



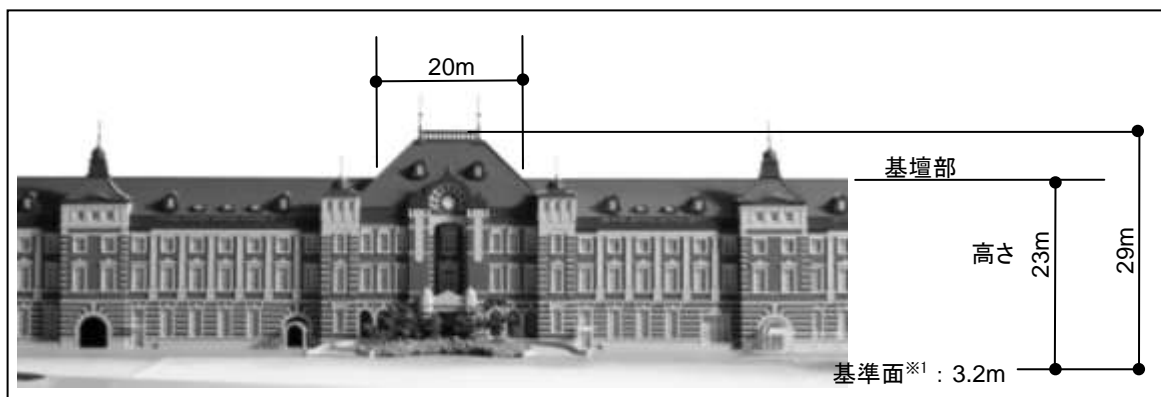
図表 3-5 保全対象建築物の概要（迎賓館）



図表 3-6 保全対象建築物の概要（明治神宮聖徳記念絵画館）



図表 3-7 保全対象建築物の概要（東京駅丸の内駅舎）



※1 基準面は、東京湾平均海面（T.P.）とする。

④ 眺望地点及び景観誘導区域

各保全対象建築物に係る眺望地点は、図表 3-8の保全対象建築物の区分に従い、(い)欄に掲げる緯度及び経度の近傍に位置し、道路の路面から 1.5mの高さにある地点とする。



国会議事堂
北緯 35 度 40 分 36 秒
東経 139 度 44 分 57 秒



迎賓館(赤坂離宮)
北緯 35 度 41 分 01 秒
東経 139 度 43 分 45 秒



明治神宮聖徳記念絵画館
北緯 35 度 40 分 18 秒
東経 139 度 43 分 15 秒



東京駅
北緯 35 度 40 分 55 秒
東経 139 度 45 分 44 秒

対象建築物に係る景観誘導区域は、図表 3-8の保全対象建築物の区分に従い、(ろ)欄に掲げる各区域とする(詳細図面は図表 3-9 参照)。

図表 3-8 眺望地点及び景観誘導区域

保全対象建築物	(い)：眺望地点	(ろ)：景観誘導区域		
		A区域	B区域	C区域
国会議事堂	北緯 35 度 40 分 36 秒 東経 139 度 44 分 57 秒 (内堀通りと六本木通りが交差する国会前交差点付近)	国会議事堂頂部からおおむね 1 km の範囲	国会議事堂頂部からおおむね 1 km ~ 2 km の範囲	国会議事堂頂部からおおむね 2 km ~ 4 km の範囲
迎賓館(赤坂離宮)	北緯 35 度 41 分 01 秒 東経 139 度 43 分 45 秒 (若葉東公園北側入口付近)	迎賓館頂部からおおむね 1 km の範囲	迎賓館頂部からおおむね 1 km ~ 2 km の範囲	迎賓館頂部からおおむね 2 km ~ 4 km の範囲
明治神宮聖徳記念絵画館	北緯 35 度 40 分 18 秒 東経 139 度 43 分 15 秒 (青山通りと都道 4 1 4 号が交差する青山通り交差点付近)	明治神宮聖徳記念絵画館頂部からおおむね 1 km の範囲	明治神宮聖徳記念絵画館頂部からおおむね 1 km ~ 2 km の範囲	明治神宮聖徳記念絵画館頂部からおおむね 2 km ~ 4 km の範囲
東京駅丸の内駅舎	北緯 35 度 40 分 55 秒 東経 139 度 45 分 44 秒 (行幸通りと日比谷通りが交差する付近)	東京駅頂部からおおむね 1 km の範囲		東京駅頂部からおおむね 1 km ~ 2 km の範囲

※座標値は世界測地系平面直角座標系第 9 系による。

⑤ 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準

1) 基準適用建築物の各部分の高さの考え方

- 図表 3-8 に規定する景観誘導区域内における基準適用建築物の各部分の高さは、A 区域においては、保全対象建築物に係る眺望地点と基壇部の各部分をつなぐ線を超えてはならない。ただし、当該眺望地点から見て、当該保全対象建築物の頂部の反対側に位置することにより、当該眺望地点から見えない部分については、この限りでない。
- 図表 3-8 に規定する景観誘導区域内における基準適用建築物の各部分の高さは、B 区域においては、保全対象建築物に係る眺望地点と頂部をつなぐ線を超えてはならない。

2) 基準適用建築物の色彩

図表 3-8 に規定する景観誘導区域内における基準適用建築物の色彩は、別表 2 の色彩基準に適合すること。

3) 屋外広告物の表示

図表 3-8 に規定する景観誘導区域内における基準適用建築物に設置される屋外広告物は、眺望地点から見える範囲内に表示しない。

図表 3-9 景観誘導区域

